

## 英国国民保険制度と制度を取り巻く状況（第2版）

一橋大学経済研究所非常勤研究員（公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構研究部長）

本田 衛子

### 【要旨】

英国国民保険制度は全就業者を対象にし、年金制度を基幹とする、失業や業務上災害等に係る給付を総合的・一元的に行う制度であるが、2022年度に国民保険制度の一部改正が行われた。一つ目は保険料負担について、二つ目は年金額引上げについての一時的なルール変更である。本稿ではこの一部改正について解説を行うこととする。保険料負担については、2022年度の保険料率を引き上げることとしながら2022年7月から低所得者に対する負担軽減策を採用、更に4月の保険料率引上げを11月に取り消す方針が9月に示された。2022年度の年金額引上げについては、平均賃金又はCPIの上昇率と2.5%とを比較していずれか高い率で引き上げるという方法（トリプルロック）を用いるのではなく、CPI上昇率又は2.5%のいずれか高い率を用いるという方法が採用され、CPI上昇率3.1%を基礎とした引上げがなされた。また、2023年度の年金額引上げ方針は秋の財政演説まで明確にならなかった。本稿ではこれらの点について解説を行う。

キーワード：英国国民保険、保険料負担、トリプルロック

注. 本稿は、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構の年金調査研究レポートへ2022年10月に掲載された「英国国民保険制度と制度を取り巻く状況」に、その後の英国状況を加筆し、修正を行ったものである。

2022年12月

## 1. はじめに

英国の国民保険〈National Insurance〉制度は年金制度を基幹とし、失業や業務上災害等に係る給付を総合的・一元的に行う制度である。2011年度<sup>1)</sup>以降、給付総額に対する年金給付額は9割以上を占めており、国民保険制度の財政は公的年金財政とみなすことができる。

1948年の基礎年金〈basic State Pension〉制度施行が、英国における全就業者を対象とした公的年金制度の導入に相当する。1978年4月には被用者のみを対象とした報酬比例年金制度〈State Earnings-Related Pension Scheme〉(略称、SERPS)が導入された。基準額以上の年金支払いが保障されている職域年金の加入者にはSERPSへの加入が適用除外となっており、適用除外の被保険者へは低い保険料率が適用されていた。適用除外の範囲は1988年度に拡大され、適格個人年金〈appropriate personal pension〉やマネー・パーチェス〈money purchase〉制度の加入者も適用除外の対象者となった。また、主に中低所得者向けに、管理費用を縮減することにより保険料を低額に押さえた確定拠出型個人年金であるステークホルダー年金が創設、2001年4月より販売開始。2012年10月から段階的に、全ての事業主は一定の要件を満たす従業員を政府が定める基準を満たす職域年金に自動加入させる義務を負うことになった。公的年金制度では、2002年4月に報酬比例年金はSERPSから国家第二年金〈State Second Pension〉(略称、S2P)へ再編成された。S2Pは低収入や中程度の収入の人の年金額を充実させることを意図しており、長期間をかけて定額年金へ移行する仕組みとなった。2010年5月実施の下院総選挙を経て保守党〈Conservative Party〉と自由民主党〈Liberal Democrats〉とによる連立政権が誕生したが、連立政権の下、基礎年金と国家第二年金とからなる二階建ての公的年金は2016年4月に定額の一層型年金〈Single-Tier State Pension〉に統合再編成された。

このように、英国では公的年金の役割を縮小してきた変遷がある。公的年金は老後所得を最低限保障するものと位置付けられており、給付水準は相対的に低い。もっとも、2020年度年金受給者の平均収入の構成割合は公的給付43%、職域年金・個人年金36%、稼得所得12%及び利子収入8%であり<sup>2)</sup>、英国でも公的給付が年金受給者の主な収入である。

2022年度に国民保険制度の一部改正が行われた。一つ目は保険料負担についての改正である。「公約違反」と批判されながらも2022年度の保険料率を引き上げることとしながら、2022年7月から低所得者に対する負担軽減策として実際の保険料負担を行わない者を増やし、方向性の異なる改正がつつけて行われた。更には、2022年9月に首相に就任したトラス首相は保険料率引上げを取り消す方針を示し、11月6日から2021年度の保険料率と同様の保険料率が採用されている。二つ目は、年金額引上げについての一時的なルール変更である。本稿では主にこの一部改正についてそれぞれ解説を行う。改正内容解説の前に第2節で2020年度の収支状況について確認する。第3節で保険料負担について、第4節で2022年度の年金額引上げ方法(トリプルロックの一時的な停止)について解説する。第5節で2023年11月の秋の財政演説について追記し、第6節でまとめる。

---

<sup>1)</sup> 4月6日から翌年4月5日までを一年度として保険料率や給付単価の設定がなされている。

<sup>2)</sup> Department for Work & Pensions “Pensioners' Incomes Series” (2022年3月公表)より。日本の高齢世帯の2021年の平均所得金額に対する公的年金・恩給の割合は62.3%である(厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」より)。

## 2. 国民保険制度の財政

### 2.1 財政方式

国民保険制度は賦課方式による財政運営がなされており、給付見込み額の支払いが可能となるような水準の保険料設定がなされている。また、年間給付見込み額の1/6（16.7%）相当額の積立金を保有する方針があり、保有する積立金の水準が年間給付見込み額の1/6を下回ると見込まれる場合は、1993年社会保障法〈Social Security Act 1993〉に基づき、議会の承認を得て、国民保険会計〈National Insurance Fund〉（略称、NIF）へ国庫負担を行うことができる。但し、国庫負担の額は年間給付見込額の17%を超えないことが必要である。

### 2.2 会計報告と予算に対する意見書

1992年社会保障管理法第161条第2項に基づき、国民保険会計の報告である“Great Britain National Insurance Fund Account”が年度ごとに作成される。会計検査院長〈Comptroller and Auditor General〉が確認を行い、議会に対して報告を行う。2020年度年報である“Great Britain National Insurance Fund Account - 2020 to 2021”は2021年12月に公表された。

次年度の給付単価や賦課基準額等についての原案が採用された場合の国民保険制度への影響に関する意見書を政府アクチュアリー〈Government Actuary〉は作成する必要があるが、2022年度の原案に対する意見書“Report by the Government Actuary on: The draft Social Security Benefits Up-rating Order 2022; and The draft Social Security (Contributions)(Rates, Limits and Thresholds Amendments and National Insurance Funds Payments) Regulations 2022”（以下「2022年度意見書」と言う。）は2022年1月に議会へ提出された。2022年度意見書にて、年間給付見込み額の1/6相当額以上の積立金を保有するという基準が満たされている2022年度から2026年度までの期間（2022年度意見書での収支見通し作成期間）に国庫負担は必要ないという見解を政府アクチュアリーは示していた。

### 2.3 2020年度年報より

#### 2.3.1 収支状況

2020年度の収入総額は1,143億ポンドであり、このうち保険料収入は1,116億ポンドであった。これは収入全体の98%に相当する。2020年度に国庫負担は行われていない<sup>3)</sup>。

支出額は1,087億ポンド、このうち給付費として1,066億ポンド（98.0%）が費やされている。給付費のうち年金給付が2020年度は94.2%を占めている。これは2019年度94.6%よりも0.4%ポイント低下した。疾病や傷害のために就労できない場合に支払われる雇用・支援手当〈Employment & Support Allowance〉及び失業者のための求職者手当〈Jobseeker's Allowance〉の構成割合は4.9%であるが、これらの給付費の2020年度対前年度比は12.0%であり急増した。

2020年度の収支差は56億ポンド、年度末積立金は425億ポンドとなり、積立水準は39.7%となった（表1参照）。

---

<sup>3)</sup> 2016年度以降、国庫負担は行われていない。

## 2.3.2 会計検査院長による報告

2020年1月にGADが2020年度意見書で報告していた年間給付費見込み額の16.7%相当額は179億ポンド、2021年3月31日時点の積立金は425億ポンドであるため、積立金の保有水準を満たしていると会計検査院長は説明した上で、2020年度に国庫負担は不要であったとしている。

また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」と言う。）の影響に関連して、保険料収入が増えることなく、増加程度は小さかったものの給付費が増加したため新型コロナ拡大前の見込みよりも積立金規模は縮小した。しかしながら、積立金保有下限額の基準（年間給付費の1/6相当額を保有すること）は満たしており、2021年4月までには新型コロナ拡大前の水準を回復しているとしている。積立金保有の水準が回復した点につき、2020年3月に導入されたコロナ対応雇用維持制度〈Coronavirus Job Retention Scheme〉（略称、CJRS）による給与補助金の効果であると説明している。コロナ対応雇用維持制度は2020年3月から2021年9月までの間に実施されていた雇用対策である。新型コロナ下で一時解雇の対象となった従業員へ賃金を支払っている事業主に対して、2020年8月までは一時解雇中の従業員の賃金の80%<sup>4)</sup>まで（月2,500ポンドまで）がコロナ対応雇用維持制度により補助されていた。また、2020年7月までは国民保険の事業主負担分の保険料も補助対象であった。対策期間中のコロナ対応雇用維持制度による補助総額は700億ポンドとなった。

## 3. 2022年度の保険料負担

### 3.1 保険料の賦課方法

1992年社会保障管理法〈Social Security Administration Act 1992〉第161条第1項に基づき国民保険会計は歳入関税庁〈HM Revenue & Customs〉（略称、HMRC）の管轄下にある。保険料の徴収及び記録管理事務を歳入関税庁が行っている。

16歳以上かつ受給開始年齢未満<sup>5)</sup>の被用者及び自営業者に、国民保険制度が適用される。但し、給与額が報酬下限額〈Lower Earnings Limit〉（略称、LEL）として定められる額未満の被用者や、収入から経費控除後の利益額が低利益判定額〈Small Profits Threshold〉（略称、SPT）<sup>6)</sup>として定められる額未満の自営業者は適用対象ではない。これらの者に保険料負担義務は発生せず、受給資格期間を得ることもない。就業状態や所得の額により被保険者はClass 1からClass 4までの4つに分類されており、適用される保険料賦課方法が異なる。2002年度以降、Class 1被保険者が支払う保険料総額は保険料全体の額の95%以上を占めている<sup>7)</sup>。

LEL以上の給与を得ている被用者はClass 1の被保険者である。給与額がLEL以上被保険者賦課基準額

---

<sup>4)</sup> 期間によって補助割合の上限が異なる。2020年9月は70%、10月60%、2020年11月から2021年6月までの期間は80%、2021年7月70%、2021年8月及び9月は60%が上限であった。

<sup>5)</sup> 受給開始年齢以上の者を雇用している事業主は、保険料負担を行う必要がある。

<sup>6)</sup> 年額ベースで2020年度£6,475、2021年度£6,515、2022年度£6,725。

<sup>7)</sup> 被雇用者〈employee〉と自営業者〈self-employed〉との合算人数に対する自営業者の人数の割合は2002年4-6月12.0%から2019年10-12月15.3%まで増加傾向にあった。その後、減少傾向に転じ2022年1-3月13.0%になっている。

〈Primary Threshold〉(略称、PT) 以下である被保険者へは0%の保険料率が適用されているとみなされ、保険料を負担することなく受給資格期間を得ることができる。実際に保険料負担<sup>8)</sup>を行うのはPT超の給与を得ている者である。当該者の給与が報酬上限額〈Upper Earnings Limit〉(略称、UEL)として定められている額以下である場合、給与からPTの額を控除した額に保険料率12.0%<sup>9)</sup>を乗じて得られる額が被保険者負担分の保険料額となる。当該者の給与がUELを超える場合、UELの額からPTの額を控除した額に12.0%を乗じて得られる額とUELからの超過額に2.0%を乗じて得られる額とを合算した額が被保険者負担分の保険料額となる。事業主が負担する保険料算定のために事業主賦課基準額〈Secondary Threshold〉(略称、ST)が設定されているが、給与がST以下である被保険者に対して事業主の保険料負担は発生しない。給与がST超である被保険者に対しては、当該者の給与額からSTの額を控除した額に13.8%<sup>10)</sup>を乗じて得られる額が事業主負担分の保険料額となる。保険料算定のための各基準額は週額、月額及び年額にて設定されており、毎年度、見直しの対象となる。2019年度のPTとSTとは一致していたが、2020年度はPTがSTを上回る。また、2016年度はPT155ポンド、ST156ポンド(週額)であり、PTがSTを下回っていた。表2に2020年度から2022年度までの基準額と保険料率との対応関係を示す。

利益額がSPT以上の自営業者はClass2の被保険者であり定額の保険料負担を行う。

給与額がLEL未満の被用者及び利益額がSPT未満の自営業者並びに無職の者は保険料を支払う義務はないが、これらの者は任意加入被保険者として保険料を支払うことは可能である。任意加入被保険者はClass3の被保険者と位置付けられ、定額の保険料を支払う。

経費控除後の利益額が利益下限額〈Lower Profits Limit〉(略称、LPL)超である自営業者はClass2被保険者であると同時にClass4の被保険者であり、Class2の保険料以外にLPL超の利益額に保険料率を乗じて算定される額を保険料として支払う。具体的には、LPL超利益上限額〈Upper Profits Limit〉(略称、UPL)以下の利益額を得ている自営業者は、当該者の利益額からLPLを控除した額に保険料率9%<sup>11)</sup>を乗じて得た額を保険料として負担することになる。UPL超の利益額を得ている自営業者は「 $9\% \times (UPL - LPL) + 2\% \times (\text{利益額} - UPL)$ 」の計算処理により得られる額をClass4の保険料として負担する。

### 3.2 国民保健サービスへの拠出

歳入関税庁は国民保険会計へ保険料を繰り入れる前に、徴収した保険料から国民保健サービス〈National Health Service〉(略称、NHS)への拠出を行う。2003年度から2021年度までの期間は、PT以上UEL以下の給与に乘じられる被用者本人の保険料率のうち2.05%が、UEL超の給与に乘じられる保険料率のうち1.00%がNHSへの拠出分の財源として割り当てられており、事業主負担の保険料率については1.90%がNHSへ割り当てられていた。2020年度は264億ポンドの拠出がなされおり、国民保険制度の保険料として徴収された額の約2割がNHSへ拠出された。

---

<sup>8)</sup> 適用される保険料率は、2022年度の場合、年齢等に応じて12通りの方法が準備されている。

<sup>9)</sup> 2011年度から2021年度まで給与のPT以上UEL以下に相当する額に保険料率12.0%が適用され、UEL超に相当する額には保険料率2%が適用されていた。

<sup>10)</sup> 2012年度から2021年度まで給与のST超に相当する額に保険料率13.8%が適用されていた。

<sup>11)</sup> 2011年度から2021年度まで利益額のLPL以上UPL以下に相当する額には保険料率9%が適用され、UPL超に相当する額には保険料率2%が適用されていた。

### 3.3 引上げ後の変遷

#### 3.3.1 保険料率の引上げ

2019年総選挙における保守党の公約では国民保険制度の保険料率引上げは行わないとしていたものの、2021年9月7日にジョンソン首相は議会で「財源調達に関する、困難だが責任ある決断をせずに、(新型コロナ禍からの)回復に向けて資金を投じることができると言うのは間違っている」「借り入れ拡大や債務増加で財源を賄うのは無責任だ」と述べ、保険料率を1.25%引き上げる方針を示した(2021年9月8日ロイター電子版記事)。1.25%引上げにより確保できる財源は全て医療・社会福祉分野での財源不足に対応するため費やされる予定であり、2021年度のNHS 拠出分の料率2.05%、1.00%及び1.90%が、2022年度には3.30%、2.25%及び3.15%に引き上げられた。

Class 1被保険者の給与のPT以上UEL以下に相当する額に適用される保険料率は13.25%、UELからの超過額に相当する額に乗じる保険料率は3.25%、事業主負担分の保険料率は15.05%になった。Class 4被保険者のLPL以上UPL以下の利益額に適用される保険料率10.25%、UPL超の利益額には保険料率3.25%が適用される。医療・社会福祉分野での財源不足対応のために行う2022年度の保険料負担増は、Class 2やClass 3の被保険者へは適用されない。負担増加が求められるのは、Class 1及びClass 4の被保険者だけである。また、保険料率引上げによる財源確保は2022年度のみ措置であり、2023年度の保険料率は2021年度と同様の水準に戻して、別途1.25%相当の税負担(医療・介護負担金〈Health and Social Care Levy〉)を予定していた<sup>12)</sup>。

#### 3.3.2 物価高騰に対応するための支援策

2022年3月23日に議会で行われた春の予算演説〈Spring Statement〉で、物価高騰に対応するための支援策が示された。この中で、低所得者に対する国民保険制度の保険料負担軽減策が盛り込まれた。保険料率の引上げ後であっても、被保険者のうち凡そ7割の者の保険料負担が低くなると見込まれている。

Class 1被保険者に適用となる被保険者賦課基準額(PT)は2022年4月6日以降9,880ポンド(年額)と決定されていたが、これを7月6日から12,570ポンドへ引き上げる方針であることが示された。これにより保険料負担が軽減される被保険者は凡そ3千万人いると想定され、平均的な給与所得者は年間330ポンドの負担減になる。

自営業者の保険料算定に用いられる利益下限額(LPL)も9,880ポンドから12,570ポンドへ引き上げられた。自営業者の保険料算定のためには年間の利益額が用いられるため、2022年度のLPLは11,908ポンド<sup>13)</sup>となった。Class 2の被保険者(自営業者)のうち利益額が低利益判定額(SPT)以上LPL以下の者は、2022年度及び2023年度には保険料負担を行うことなく受給資格期間を得ることが可能となった。

PT及びLPLを2025年度まで同一の額に凍結する方針も示された。

---

<sup>12)</sup> 英国では介護を必要とする者に対する支援の水準が一般的に低く、介護制度の充実が求められていた。2022年度は国民保険制度の保険料率引上げで、2023年度からは医療・介護負担金を導入して財源を確保し、2023年10月から一生涯における介護費用の個人負担に上限値86,000ポンドを設定する等の新しい介護給付を設定する予定であった。

<sup>13)</sup> 週次PTは2022年4月6日から7月5日までは190ポンド、2022年7月6日から2023年4月5日までは242ポンドであることから、11,908ポンド(=13×190ポンド+39×242ポンド)と定められた。

### 3.3.3 引上げ前の水準へ

2022年9月5日にリズ・トラス〈Liz Truss〉外務大臣が新しい党首に選出され、6日にエリザベス女王から新首相に任命された。トラス首相は党首選で国民保険制度の保険料率の引下げ（2022年4月1.25%ポイント引上げを引上げ前に戻すこと）を打ち出していた。首相着任後の9月23日に大規模減税案及び経済政策を示したが、減税案の中で2022年11月6日から2023年4月5日まで1.25%ポイント引上げを元に戻した保険料率を適用、2023年4月6日以降に導入することとしていた医療・介護負担金については見送る方針が示された。同時に、保健及び介護サービスの水準は維持するとした<sup>14)</sup>。

クワシ・クワーテング〈Kwasi Kwarteng〉財務相は英経済成長率を向こう5年間で年率1%引き上げることによって減税分の回収が可能としたが（2022年9月24日ロイター電子版記事）、金融市場の混乱を招いた。10月14日にクワーテング財務大臣は更迭され、新しい財務大臣としてジェレミー・ハント〈Jeremy Hunt〉元外務大臣が着任、17日に大規模減税案の大半を撤回する方針を示した<sup>15)</sup>。しかしながら、トラス首相は10月20日に辞意を表明し、10月25日にリシ・スナク〈Rishi Sunak〉首相が新しい首相に任命された。

大規模減税案が撤回されている中で保険料率の引下げは撤回されず実行され、11月6日より2021年度と同様の保険料率が採用されている。また、医療・介護負担金の導入も見送られた<sup>16)</sup>。

## 4. トリプルロックの一時的な停止

### 4.1 年金給付

年金の裁定及び給付事務は雇用年金省〈Department for Work and Pensions〉（略称、DWP）の所管である。

2016年4月6日前に受給開始年齢に到達した者は基礎年金を受給し、Class1の被保険者であった者には付加年金〈additional State Pension〉<sup>17)</sup>を受給する者もいる。公的年金制度は基礎年金及び付加年金の2階建ての制度であったが簡素化が図られ、2016年4月6日以降に受給開始年齢に到達する全ての者は定額制の一層型年金を受給する。但し、2016年4月6日前の受給資格期間を有する者については当該期間により生じる年金額が、一層型年金を受給するものとして算出された場合と制度改正前の算出方法により得られた年金額とを比較して、いずれか高い額を受給する等の経過措置が設けられている。

### 4.2 トリプルロックとは

トリプルロック〈triple lock〉とは、平均賃金又はCPIの上昇率と2.5%とを比較し、最も高い率を用い

---

<sup>14)</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/the-growth-plan-factsheet-on-cancellation-of-national-insurance-rise-and-health-and-social-care-levy/reversal-of-the-health-and-social-care-levy-factsheet>

<sup>15)</sup> <https://www.gov.uk/government/news/chancellor-brings-forward-further-medium-term-fiscal-plan-measures>

<sup>16)</sup> 2023年10月開始を予定していた新しい介護給付の設定は、2025年10月に延期された。

<sup>17)</sup> 報酬比例年金及び国家第二年金を指す。

て年金額の引上げを行う仕組みである。2016年4月6日前に受給開始年齢に到達した者が受給する基礎年金及び2016年4月6日以降に受給開始年齢に到達する者が受給する一層型年金の引上げに適用されている。なお、2016年4月6日前に受給開始年齢に到達した者が受給する付加年金の引上げのための指標はCPIである。

2011年度基礎年金額の引上げに際してトリプルロックが初めて適用になる予定であった。しかしながら、2010年度以前の年金額引上げの指標であった小売物価指数〈Retail Price Index〉(略称、RPI)が実際には用いられて、2011年度は4.6%<sup>18)</sup>の引上げが行われた。このため、トリプルロックによる引上げが初めて行われたのは、2012年度の基礎年金額引上げ時である。

#### 4.3 賃金動向

トリプルロックに用いる賃金動向は、国家統計局〈Office for National Statistics〉(略称、ONS)による平均週次賃金〈Average Weekly Earnings〉(略称、AWE)<sup>19)</sup>に基づく動向である。7月の対前年同月比(5月から7月までの3か月平均による対前年同期比)を参照している。2021年のAWEの対前年同月比は、2021年3月の対前年同月比3.9%が最小であった。2020年のAWE対前年同月比は、3月までは2%以上で推移していたが急落。5月▲0.3%、6月▲1.3%、7月▲1.0%と推移した後はプラスに転じ、加速的に増加した。2021年6月9.2%、7月8.6%(速報値では8.3%)となり、2022年7月5.5%に至った。

Athow(2021)は、実際の賃金動向よりも高い水準をAWEは示していると述べている。2020年春から夏にかけての期間には、多くの労働者は一時解雇されていたか労働時間を減らしており、賃金は低くなっていた。しかしながら、2021年には一時解雇の労働者は少なく、労働時間も通常の状態に戻っており賃金は上昇している。反動は一般的な現象であるものの新型コロナ拡大による経済的な影響は大きすぎると主張し、低賃金労働者失職の程度が相対的に大きいことにより平均賃金が押し上げられているという指摘も行った上で、2021年5月の特別手当を含まない一般的な賃金の上昇率は6.6%であったが本来は3.2%から4.4%の範囲にあるであろうと指摘している。

#### 4.4 一時的な停止

2022年度の年金額引上げに際してはトリプルロックが一時的に停止され、CPI上昇率又は2.5%のいずれかの高い率を用いて引上げを行う方法が採用されることになった。CPI3.1%増となったため、2022年度の基礎年金及び一層型年金については3.1%の年金額引上げが行われた。

2020年に賃金は一時的に低くなり、2021年に賃金は上昇した。2020年の反動により2021年賃金が大幅に上昇していることから、賃金上昇の結果が反映されるトリプルロックで年金額引上げを行うことは不適切であるとみなされ、CPI上昇率又は2.5%のいずれか高い率を用いる方法に変更がなされた。2022年度の年金額引上げ時にのみに適用される方法であるが、仮にトリプルロックが適用されていた場合、年金

---

<sup>18)</sup> 平均所得1.3%増、CPI3.1%増であった。2011年度にも、2010年度同様にRPIによる引上げを行うことにより増分は大きくなった。

<sup>19)</sup> グレートブリテンにおける全産業の20人以上規模の企業を調査対象にした月次賃金・給与調査〈Monthly Wages and Salaries Survey〉(略称、MWSS)を基礎として得られる指標である。全産業の特別手当を含めた賃金の3か月平均を基に算出された対前年同月比が基本的な指標であり、ONSサイトの賃金統計ページの見出し部分に表示されている。



額は8.3%の引上げとなっていた。

## 5. 2022年11月「秋の財政演説」

### 5.1 2023年度の年金額引上げ方針

トリプルロックの一時的な停止は2022年度限りの暫定的な措置であり、2022年5月26日に下院にてスナク財務大臣（当時）は「9月のCPIにより給付費が引き上げられる<sup>20)</sup>。トリプルロックを実施する」旨の発言を行っている<sup>21)</sup>。しかしながら、就任直後のハント財務大臣はトリプルロック適用については明言を避けていた<sup>22)</sup>。またスナク首相も、11月2日下院審議で、5月26日下院でのスナク大臣発言を引用し「物価上昇に対応した引上げを行うか」と質問した野党議員に対して、「財務大臣が数週間後に公表する秋の財政演説〈Autumn Statement〉で示します」と回答するに留めており、明確な回答を行わなかった<sup>23)</sup>。11月17日の財政演説時に<sup>24)</sup>、2023年度の年金額引上げが2022年9月CPIの対前年同月比に基づき行われる方針が明確になった。

2022年9月のCPIは10月19日に公表されており、対前年同月比は10.1%であった。トリプルロック適用により2023年度の基礎年金及び一層型年金の給付費は1割以上増加することが見込まれる。また、付加年金もCPI上昇により引き上げられる。

### 5.2 2023年度から2027年度までの賦課基準額

被保険者賦課基準額（PT）及び利益下限額（LPL）を2025年度まで凍結する方針は春の予算演説で示されたところであるが、これを2027年度まで延長することとし、更に事業主賦課基準額（ST）も2027年度まで凍結する方針が示された。

英国の賃金は上昇傾向にあるため、賦課基準額の凍結は保険料収入増額を見込むことになる。予算責任局〈Office for Budget Responsibility〉（略称、OBR）は、CPI上昇に伴い賦課基準額を引き上げる場合と比較して、2023年度の保険料が2023年度は47億ポンド増えるの見込んでいる。また、OBRは2027年度の保険料を1,884億ポンド<sup>25)</sup>、増分を93億ポンドと見込んでいるため、凍結により2027年度には5%程度の増収が見込まれると言える。

---

<sup>20)</sup> 9月のCPI対前年同月比がトリプルロックに用いる指標である。

<sup>21)</sup> <https://hansard.parliament.uk/commons/2022-05-26/debates/00D0B309-467C-44F6-BC45-74E1EBA205B4/EconomyUpdate#452>

<sup>22)</sup> <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-10-19/RJZHSLT0G1KW01?srnd=cojp-v2>

<sup>23)</sup> <https://hansard.parliament.uk/Commons/2022-11-02/debates/29AD9D15-F1E5-4E1C-B53B-D47E8BFEC9E6/PrimeMinister>

<sup>24)</sup> トラス内閣による予算方針に対応した経済見通しが10月31日に公表される予定であったが、これは中止となった。スナク内閣による新しい予算方針と予算方針に対応した経済見通しが11月17日に示された。

<sup>25)</sup> NHSへの拠出分を含む額である。

## 6. おわりに

新型コロナ対応のための財政出動により膨張した国の債務をどのようにして減らしていくのかという課題を抱えながらの物価上昇に、世界の多くの国々が悩まされているところである。

英国の年金制度では、2020年度にコロナ対応雇用維持制度により一時解雇者への賃金補助や国民保険の保険料の事業主負担分への補助がなされたところであり、2020年度の国民保険制度へ実質的には国庫負担が行われたと言える。国民保険制度の枠組みの中で積立金保有水準及び国庫負担の必要性について説明しつつ、コロナ対応雇用維持制度の効果に言及している会計検査院長の説明は「実質的な国庫負担」についての言及であろう。国民保険制度の財政を検討する場合にはこの点に注意が必要である。

2022年度始に保険料率引上げを行いながら保険料収入の減少に繋がるPT引上げを7月から行ったことは方向性の異なる改正であるが、PT引上げ方針が示された2022年3月には方向性の異なることをしてでも物価高騰への対策が求められていた。足下での物価対策を行うと同時に賦課基準額を凍結することにより将来の保険料収入増額を目指しており、必要性に迫られた物価対策であったと言えよう。英国のCPI対前年同月比は2022年9月10.1%、10月11.1%、11月10.7%と推移し、OBR経済見通しでは2023年のCPI上昇率を7.4%としている。今後も物価対策が求められる状態にあると言えるが、一方で財政立直しも行う必要がある。非常に困難な決断として、CPI動向による年金額引上げを英国政府は決定したのではないかと推察する次第である。

## 参考文献

本稿に記す全てのURLは2022年12月28日時点でアクセス可能であることを確認している。

### 厚生労働省「海外情勢報告」

[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/)

榑原毅 (2005a) 「英国の所得保障改革 (上)」『大原社会問題研究所雑誌』560号, pp. 22-32.

榑原毅 (2005b) 「英国の所得保障改革 (下)」『大原社会問題研究所雑誌』561号, pp. 29-42.

藤森克彦 (2022) 「イギリスの年金制度」『年金と経済』年金シニアプラン総合研究機構 Vol. 41, No. 2, pp. 205-211.

### GOV.UK サイト

各年度年報 (以下のサイトより取得可能)

<https://www.gov.uk/government/publications/national-insurance-fund-accounts>

各年度意見書 (以下のサイトより取得可能)

<https://www.gov.uk/government/collections/uk-social-security-short-term-and-long-term-reports>

Rates and allowances: National Insurance contributions

<https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-national-insurance-contributions/rates-and-allowances-national-insurance-contributions>

The single-tier pension: a simple foundation for saving

<https://www.gov.uk/government/publications/the-single-tier-pension-a-simple-foundation-for-saving--2>

Build Back Better: Our Plan for Health and Social Care

<https://www.gov.uk/government/publications/build-back-better-our-plan-for-health-and-social-care>

Tax cut worth up to £330 comes in for 30 million workers

<https://www.gov.uk/government/news/tax-cut-worth-up-to-330-comes-in-for-30-million-workers>

国家統計局〈Office for National Statistics〉(略称. ONS) サイト

<https://www.ons.gov.uk/>

Athow, Jonathan (2021) “Far from average: How COVID-19 has impacted the Average Weekly Earnings data”.

<https://blog.ons.gov.uk/2021/07/15/far-from-average-how-covid-19-has-impacted-the-average-weekly-earnings-data/>

予算責任局〈Office for Budget Responsibility〉(略称. OBR) のサイト

<https://obr.uk/>

Economic and fiscal outlook – November 2022

<https://obr.uk/efo/economic-and-fiscal-outlook-november-2022/>

House of Commons Library サイト

The CPI – uprating benefits and pensions

<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05830/>

State Pension triple lock

<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-7812/>

FAQs: Coronavirus Job Retention Scheme

<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-8880/>

Coronavirus Job Retention Scheme: statistics

<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9152/>

National Insurance Contributions (Increase of Thresholds) Bill

<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cdp-2022-0069/>

Proposed adult social care charging reforms (including cap on care costs)

<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9315/>

Bozio, Antoine, Rowena Craeford and Gemma Tetlow (2010) “The history of state pensions in the UK: 1948 to 2010”, Institute for Fiscal Studies

<https://ifs.org.uk/publications/history-state-pensions-uk-1948-2010>

表1. 国民保険基金の収支状況

(金額の単位：億ポンド)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
前年度3月末積立金	488	432	386	291	232	209	232	219	242	299	369
収入総額	766	818	819	848	914	988	983	1,038	1,089	1,132	1,143
保険料	742	784	791	822	841	865	959	1,012	1,060	1,106	1,116
支出総額	823	863	915	907	936	966	995	1,015	1,032	1,062	1,087
給付費	778	824	875	889	918	947	978	997	1,012	1,044	1,066
年金給付	693	741	800	825	859	887	917	937	955	988	1,005
雇用・支援手当	10	14	23	36	41	45	47	47	45	45	46
求職者手当	8	8	7	5	4	3	3	2	2	1	6
収支差	-56	-46	-95	-59	-23	22	-12	23	57	70	56
3月末積立金	432	386	291	232	209	232	219	242	299	369	425
積立水準	55.0%	46.7%	33.1%	26.0%	22.8%	24.4%	22.4%	24.2%	29.5%	35.2%	39.7%

注1. 各年度の年報を用いて独自に作表を行った。但し、積立水準は意見書からの引用である。

注2. 2014年度及び2015年度には国庫負担がなされた。

表2. 保険料賦課の方法

2020年度

	基準額（単位：£）			保険料率	
	週額	月額	年額	被保険者	事業主
				受給資格期間を得られない	
LEL	120	520	6,240	0%みなし	0%みなし
ST	169	732	8,788		
PT	183	792	9,500		
				12.0%	13.8%
UEL	962	4,167	50,000	2.0%	

2021年度

	基準額（単位：£）			保険料率	
	週額	月額	年額	被保険者	事業主
				受給資格期間を得られない	
LEL	120	520	6,240	0%みなし	0%みなし
ST	170	737	8,840		
PT	184	797	9,568		
				12.0%	13.8%
UEL	967	4,189	50,270	2.0%	

2022年度

	基準額（単位：£）			保険料率	
	週額	月額	年額	被保険者	事業主
				受給資格期間を得られない	
LEL	123	533	6,396	0%みなし	0%みなし
ST	175	758	9,100		
PT <sup>注4</sup>	190	823	9,880		
				13.25%→12.00%	15.05%→13.80%
UEL	967	4,189	50,270	3.25%→2.00%	

注1. 以下のサイトを参照して独自に作表を行った。

<https://www.gov.uk/guidance/rates-and-thresholds-for-employers-2020-to-2021>

<https://www.gov.uk/guidance/rates-and-thresholds-for-employers-2021-to-2022>

<https://www.gov.uk/guidance/rates-and-thresholds-for-employers-2022-to-2023>

注2. 上記の基準額や保険料率は、21歳以上受給開始年齢未満の被保険者又は

25歳以上のアプレンティス（apprentices）に適用される。

注3. 給与額がLEL未満の者は保険料支払い義務はなく、任意加入被保険者とならない

限り、受給資格期間を得ることはできない。

注4. 2022年7月6日以降のPTは週額£242、月額£1,048、年額£12,570である。

注5. 矢印（→）より後に示されている保険料率は、2022年11月6日以降の適用。